



平成 16 年 10 月 12 日

各 位

会 社 名 ピープルスタッフ株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 日比野 三吉彦
[コード番号：2324]
お 問 合 せ 先 常務取締役 佐々木 邦子
電 話 番 号 052 - 953 - 5339

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 16 年 10 月 12 日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 1,800 株
- (2) 発行 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により平成 16 年 10 月 20 日（水）から平成 16 年 10 月 25 日（月）までのいずれかの日に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記（2）により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、その当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、東海東京証券株式会社、野村證券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、東洋証券株式会社、岡三証券株式会社、UFJ つばさ証券株式会社、安藤証券株式会社、丸八証券株式会社、木村証券株式会社、岡地証券株式会社に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、発行価額決定日（平成 16 年 10 月 20 日（水）から平成 16 年 10 月 25 日（月）までのいずれかの日）において、日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 平成 16 年 10 月 26 日（火）から平成 16 年 10 月 28 日（木）まで。
なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 16 年 10 月 21 日（木）から平成 16 年 10 月 25 日（月）までとなる。
- (7) 払 込 期 日 平成 16 年 10 月 28 日（木）から平成 16 年 11 月 2 日（火）までのいずれかの日。
すなわち、上記（6）に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は、平成 16 年 10 月 28 日（木）となる。
- (8) 配 当 起 算 日 新株式に対する配当起算日は、平成 16 年 10 月 1 日（金）とする。
- (9) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出書並びに株式目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）

- (1) 売出株式数 当社普通株式 200株
- (2) 売出人及び
売出株式数 有限会社東海自動車学校 60株
日比野 三吉彦 50株
山本 光子 50株
佐々木 邦子 40株
- (3) 売出価格 未定（前記「1.公募による新株式発行（一般募集）」の発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 東海東京証券株式会社に全株式を買取引受させる。
売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
なお、引受価額は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。
- (5) 申込期間 前記「1.公募による新株式発行（一般募集）」における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 前記「1.公募による新株式発行（一般募集）」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 1株
- (8) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、公募による新株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止する。

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）

（下記<ご参考>1.を参照のこと）

- (1) 売出株式数 当社普通株式 300株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、最終の売出株式数は、前記「1.公募による新株式発行（一般募集）」及び「2.当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」における需要状況を勘案した上で売出価格決定日に決定する。
- (2) 売出人 東海東京証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（前記「1.公募による新株式発行（一般募集）」の発行価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 東海東京証券株式会社が、前記「1.公募による新株式発行（一般募集）」及び「2.当社株式の売出し（引受人の買取引受による売出し）」における需要状況を勘案し、当社株主より借入れ予定の当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申込期間 前記「1.公募による新株式発行（一般募集）」における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 前記「1.公募による新株式発行（一般募集）」における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 1株
- (8) 売出価格、その他本株式売出しに必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、公募による新株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止する。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出書並びに株式目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行

- (「3. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に関連して行う第三者割当増資)
- (1) 発行新株式数 当社普通株式 300株
 - (2) 発行価額 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における発行価額と同一とする。
 - (3) 発行価額中資本に組入れない額 前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」における発行価額中資本に組入れない額と同一とする。
 - (4) 申込期間 平成16年11月29日(月)
 - (5) 払込期日 平成16年11月30日(火)
 - (6) 割当先及び株式数 東海東京証券株式会社 300株
 - (7) 配当起算日 新株式発行に対する配当起算日は、平成16年10月1日とする。
 - (8) 申込株数単位 1株
 - (9) 上記(4)に記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を取止める。
 - (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
 - (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。また、公募による新株式発行が中止となる場合、本第三者割当による新株式発行も中止する。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

今回の新株式発行並びに株式売出しにおきましては、前記「1.公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集、前記「2.当社株式の売出し(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しの他に、前記「3.当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しを予定しております。

オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である東海東京証券株式会社が当社株主から300株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株数は上限の売出株数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、東海東京証券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下、「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成16年10月12日(火)開催の当社取締役会において、前記「4.第三者割当による新株式発行」に記載の東海東京証券株式会社を割当先とする当社普通株式300株の第三者割当増資(以下、「第三者割当増資」という。)を平成16年11月30日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、東海東京証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成16年11月22日(月)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、日本証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限(以下、「上限株数」という。)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。東海東京証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、東海東京証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又は上限株数に至らない株数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、東海東京証券株式会社は、一般募集、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、東海東京証券株式会社は第三者割当増資に係る割当に応じ、株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における株式数の全部又は一部につき申込が行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出書並びに株式目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

- (1) 現在の発行済株式総数 18,300 株 (平成16年10月12日現在)
- (2) 公募増資による増加株式総数 1,800 株
- (3) 公募増資後の発行済株式総数 20,100 株
- (4) 第三者割当増資による増加株式総数 300 株 (注)
- (5) 第三者割当増資後の発行済株式総数 20,400 株 (注)

(注) 第三者割当増資による増加株式数及び第三者割当増資後の発行済株式総数は、上記1.の通り減少する可能性があります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の公募増資による手取概算額 781,207 千円については、公募増資と同日付をもって決議された第三者割当増資の手取概算額上限 130,034 千円と合わせて、システム開発及び拠点整備のための設備資金に 540,000 千円、残額を今後の営業活動を支援するための広告宣伝費、市場調査費等に充当する予定であります。

なお、平成16年8月31日現在における当社の設備計画は以下の通りであります。

事業所名 (所在地)	設備内容	投資予算額(千円)		資金調達 方 法	着手年月	完成予定 年 月	完成後の 増加能力
		総額	既支払額				
小牧支店 (愛知県小牧市)	管理・営業 業務施設	15,000	13,528	自己資金	平成16年 3月	平成16年 6月	愛知県北部エリア の営業強化
豊田支店 (愛知県豊田市)	3次元CAD 講座施設	17,000	-	自己資金	平成16年 10月	平成16年 11月	CAD派遣労働者の 育成施設
本社 (名古屋市中区)	増床	80,000	-	増資資金	平成16年 12月	平成17年 3月	人員増対応
基幹システム	ソフトウェア	400,000	-	増資資金	平成16年 10月	平成18年 6月	経営管理統合シス テム導入
研修センター (愛知県刈谷市)	研修センター 設立	60,000	-	増資資金	平成16年 10月	平成16年 12月	製造派遣スタッフ 育成(150㎡)

(注) 小牧支店は平成16年6月に完成しております。

(2) 業績に与える見通し

調達資金を設備資金及び営業活動を支援するための広告宣伝費、市場調査費等に充当することにより収益力の向上に寄与するものと見込んでおります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は株主に対する利益還元を経営上の重要な課題と認識し、業績の進展状況に応じて配当性向等を考慮しつつ、株主に安定的利益還元を行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記の基本方針に基づき、当該決算期の業績、次期の見通し、内部留保の必要性などを総合的に勘案し配当を決定しております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、重点事業の拡大、新規事業の投資、M & A等、将来の企業価値を高めるための投資に優先的に活用いたします。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出に関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出書並びに株式目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株当たり当期純利益	30,205.06 円	18,893.61 円	50,195.43 円
1株当たり年間配当金	3,000.00 円	6,000.00 円	6,000.00 円
実績配当性向	9.93 %	31.76 %	11.95 %
株主資本当期純利益率	11.92 %	8.62 %	18.24 %
株主資本配当率	1.24 %	2.48 %	2.04 %

(注) 1. 各決算期の1株当たり当期純利益は、当該決算期間の当期純利益を期中平均発行済株式総数で除した数値であります。

2. 平成15年3月期から、1株当たり当期純利益金額の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

3. 各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

4. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当総額を株主資本(当該決算期の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

5. その他

(1) 配分先の指定

当該事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度の状況は以下の通りです。

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権の状況

株主総会の 特別決議日	平成16年9月30日現在			
	新株発行 予定残数	新株予約権の 行使時の払込金額	資本組入額	新株予約権の 権利行使期間
平成16年6月29日	500株	未定	未定	自平成18年7月1日 至平成21年6月30日

(注) 平成16年6月29日の株主総会特別決議により、新株予約権の目的となる株式の数は、500株を上限としておりますが、具体的な数、新株予約権の行使時の払込金額及び資本組入額については今後決定する予定であります。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

平成14年3月7日 第1回無担保新株引受権付社債の新株引受権の権利行使

発行株数 80株

発行価格 463,000円

資本組入額 231,500円

平成14年3月29日付をもって1株を3株に分割し、発行済株式総数は5,100株となっております。

平成14年9月19日 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行株数 1,000株

発行価格 260,000円

資本組入額 102,000円

払込金総額 243,360千円

平成16年5月20日付をもって1株を3株に分割し、発行済株式総数は18,300株となっております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出に関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出書並びに株式目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

過去3決算期間の株価の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始 値	- 円	290,000 円	130,000 円	730,000 円
高 値	- 円	294,000 円	1,940,000 円 770,000 円	848,000 円
安 値	- 円	126,000 円	127,000 円 660,000 円	425,000 円
終 値	- 円	140,000 円	676,000 円	462,000 円
株価収益率	- 倍	7.4 倍	40.4 倍	- 倍

- (注) 1. 当社は平成14年9月19日付をもって、日本証券業協会に店頭登録いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。
2. 平成17年3月期の株価については、平成16年10月8日現在で表示しております。
3. 当社は、平成16年3月31日を基準日として、株式1株につき3株の株式分割を行っております。
4. 平成16年3月期の株価について 印は、平成16年3月31日を基準日とした株式分割後の株価であります。
5. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。なお、平成16年3月期の株価収益率については、平成16年5月20日付株式分割による権利落後の株価に分割比率（1:3）を乗じて算出してあります。

(4) その他

当該事項はありません。

以上

【お問い合わせ先】

経営企画室：塩谷

電話番号：052-953-5339

ご注意：この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出に関して一般に公開するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。
投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出書並びに株式目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。